

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	【告示】 ○ 医療に係る療育の給付に要する費用のうち本人及びその扶養義務者から徴収する費用の額の基準の一部改正 (県例規集登載) ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し 【公告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧 ○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定 ○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ //	医薬安全課 環境管理課 // 指導監査室 耕地課 会計課 税務課 県民生活交通課 耕地課 農村振興課 都市計画課 建築指導課 //	担当課（室）
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第五百七十七号

医療に係る療育の給付に要する費用のうち本人及びその扶養義務者から徴収する費用の額の基準（平成二十五年岡山県告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

本文中「所得税額等」を「市町村民税額等」に改め、表を次のように改める。

階層区分	世帯の階層の区分	徴収基準 月額	加算基準 月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き，当該年度分の市町村民税非課税の世帯	2,200	220
C	A階層を除き，当該年度分の市町村民税均等割の額のみ	4,500	450
D	A階層，B階層及びC階層を除き，当該年度分の市町村民税課税の世帯であつて，その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯		
	所得割の年額 円		
	3,000以下	D 1	5,800 580
	3,001～ 5,800	D 2	6,900 690
	5,801～ 8,700	D 3	7,600 760
	8,701～ 13,000	D 4	8,500 850
	13,001～ 17,400	D 5	9,400 940
	17,401～ 22,400	D 6	11,000 1,100
	22,401～ 28,200	D 7	12,500 1,250
	28,201～ 58,400	D 8	16,200 1,620
	58,401～ 75,000	D 9	18,700 1,870
	75,001～ 96,600	D10	23,100 2,310
	96,601～ 121,800	D11	27,500 2,750

	121, 801 ～ 175, 500	D12	35, 700	3, 570
	175, 501 ～ 221, 100	D13	44, 000	4, 400
	221, 101 ～ 380, 800	D14	52, 300	5, 230
	380, 801 ～ 549, 000	D15	80, 700	8, 070
	549, 001 ～ 579, 000	D16	85, 000	8, 500
	579, 001 ～ 700, 900	D17	102, 900	10, 290
	700, 901 ～ 849, 000	D18	122, 500	12, 250
	849, 001 ～ 1, 041, 000	D19	143, 800	14, 380
	1, 041, 001以上	D20	全額	左の徴収 基準月額 の10%。 ただし, その額が 17, 120円 に満たな い場合 は, 17, 1 20円

備考

- 1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについて
は, これが判明するまでの期間は, 前年度の市町村民税によることとする。
- 2 徴収月額の決定の特例
- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が同時にこの表
の適用を受ける場合は, その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外
の児童については, 加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 入院期間又は通院期間が1月未満のものについては, 徴収基準月額
又は加算基準月額につき, さらに日割計算によって決定する。

基準月額 × その月の入院期間 (通院期間)
その月の実日数
- (3) 10円未満の端数が生じた場合は, 切り捨てるものとする。
- (4) 児童に民法 (明治29年法律第89号) 第877条に規定する当該児童の
扶養義務者がいないときは, 徴収月額の決定は行わないものとする。た
だし, 児童本人に市町村民税が課せられている場合は, 本人につき,
扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

3 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得割等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数月別居している場合、病氣治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等は、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する直系血族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

(3) 適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

4 徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、県が徴収する額は、県の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた額を超えないものであること。

5 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

6 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると知事が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同項第13号に規定する合計所得金額とし、1月から6月までの間に医療に係る療育の給付を受けたときにおいては、前々年の合計所得金額とする。以下同じ。）が125万円以下ときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱うもの以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控

除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者と生計を一にする配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

附 則

この告示は 公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏 名 代表取締役社長 佐野 健一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種	類	46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－7－5）		同左	
能	力	12.0m ³ /回 1.2～1.5回/日		12.0m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ /日）	38.5	45.5	同左	
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5		
	C O D（mg/L）	760	1,000		
	S S（mg/L）	33	57		
	油 分（mg/L）	32	41		
	T－N（mg/L）	17	20		
	T－P（mg/L）	0.4	0.6		
	ふっ素（mg/L）	<0.1	55		
	ほう素（mg/L）	<0.1	14		
	ベンゼン（mg/L）	<0.01	0.1		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）	6.8	8.0		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和2年11月13日から同年12月4日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第五百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 湯原酒造株式会社

住 所 真庭市湯原温泉144

氏 名 代表取締役 小河原靖弘

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 湯の蔵つるや

所在地 真庭市湯原温泉144

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	66の3－ハ 旅館業の用に供する洗 濯施設（A－6）		66の3－ハ 旅館業の用に供する入 浴施設（101～103、10 5号室ユニットバス）	
能	力	350 L × 2 基		260 L × 4 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		18時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.8	1.15	2.1	2.7
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
	B O D（mg／L）	40	50		
	C O D（mg／L）	40	50		
	S S（mg／L）	40	50		
	油 分（mg／L）	3	5		
	T－N（mg／L）	5	10		
	T－P（mg／L）	1	2		
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	無数	無数		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
備考 2 入浴施設（A－6）、（101～103、105号室ユニットバス）の汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		浄化槽				同左			
種 類		合併処理浄化槽				同左			
構 造		R C + F R P				同左			
主 要 寸 法		W3.8×L14.75×H9.2 (m)				同左			
能 力		330人槽，55m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		接触ばっ気方式				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				－			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				－			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	42.95	55	42.95	55	40.95	52.45	40.95	52.45
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	200	250	20	30				
	C O D (mg/L)	150	200	30	40				
	S S (mg/L)	250	300	50	70				
	油 分 (mg/L)	20	30	痕跡	5				
	T－N (mg/L)	50	60	30	40				
	T－P (mg/L)	20	25	4.3	8.6				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000以下				

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	162.85	213.9	161.55	212.35
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
BOD (mg/L)	9	15		
COD (mg/L)	11	17		
SS (mg/L)	16	24		
油分 (mg/L)	痕跡	2		
T-N (mg/L)	8	13		
T-P (mg/L)	1.2	3.0		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年11月13日から同年12月4日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び真庭市役所

◎岡山県告示第五百八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護ステーションなな

2 所在地

岡山県美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇三号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人シルバライフサポートもも

2 所在地

岡山県美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇一号室

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年十月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八四二

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第五百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工 種

六間丘3番川西谷川交差左側樋門 非補助土地改良（かんがい排水）事業
宮下西新開水路その2 //

三 認可年月日

令和二年十一月三日

◎岡山県告示第五百八十二号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、令和二年十月三十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡山市北区下石井二一一 一四
	名称及び代表者の氏名	岡田 輝子
売 り さ ば き 場 所		岡山市北区下石井二一一一四

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

〔五〇七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 特定役務の名称

法人二税の税制改正に伴う税務システム改修業務（拡充分）

二 契約期間

令和二年十月二十九日から令和三年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和二年十月二十九日

五 契約の相手方の名称及び所在地

株式会社日立製作所 中国支社

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

五六、八四八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一六八、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔五〇八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

アーツ&クラフツビレッジ

三 代表者の氏名

長尾 豊美

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町中三〇九〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、『自然、芸術、工芸が人々の暮らしを豊かにする』という認識のもと、現代社会において生きづらさを感じている全ての人々、とりわけ心身に障害を持つ人、高齢者、こどもたちが、安心して暮らせる社会を実現するために必要な事業を行い、地域福祉、地域生活に貢献するとともに、地域を基礎として、地方と都市、国際的な交流を通して人々の生活に貢献することを目的とする。

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

〔五〇九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 和気地区（杉平用排水路、宇生用水路、塩田取水施設、梶井頭首工、大畑・蔭平農道、本農道））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年11月13日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 和気地区（杉平用排水路、宇生用水路、塩田取水施設、梶井頭首工、大畑・蔭平農道、本農道））変更計画書

二 縦覧の期間

令和2年11月13日から同年12月4日まで

三 縦覧の場所

和気町役場

〔五一〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
勝田郡奈義町中島西字向河原五六五番一	田	一、七四一
勝田郡奈義町中島西字尺塔八七八番	田	二、九四七
勝田郡奈義町中島西字尺塔八八三番一	田	一、五九三

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
水田として利用	令和二年十一月三十日	権利の始期から令和十二年十二月三十一日まで	五四、六〇〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構）

理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

五

補償金の支払の方法

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に補償金を供託する。

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

〔五一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により真庭市から真庭都市計画汚物処理場についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

真庭都市計画汚物処理場

二 都市計画の決定年月日

令和二年十月二十七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、真庭市生活環境部環境課において縦覧に供する。

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

〔五一二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字久々原九〇三―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市日ノ出町一―七―一五―六〇三号

小野 敏広

小野 直美

三 許可番号

岡山県指令建指第一八五号

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

〔五一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七四二―三、一七四二―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市山地三〇八コーポサディナ二〇一

小西 拓実

小西 莉奈

三 許可番号

岡山県指令建指第二一二号

令和2年11月13日 岡山県公報 第12244号

〔五一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四五二―二三

中島 崇詞

中島 晶紀

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇四号